





- 受電設備修繕概要・注意事項
    - 受電設備の修繕
    - 撤去品は適正な処分を行うこと。
    - 停電など、業務に支障となる修繕は施設担当者と十分に協議し施工すること。
    - 完成検査前に電気主任技術者の竣工検査を受け、合格すること。(検査記録提出)
    - 修繕に伴う電力会社、主任技術者等との連絡調整、費用は請負人の負担とする。
    - 主任技術者委託先 谷口電気管理事務所 TEL 0749-89-0857
  - 受電設備修繕内容
    - 高圧引込ケーブル取替
      - 撤去：6.6kV CV38sq-3C (HIVE82) 約145m
      - 新設：6.6kV EM-CET38sq (HIVE82) 約145m 既設配管利用
    - A種接地新設
      - EA (PAS用) ・EA (LA用)
    - 高圧負荷開閉器取替
      - 撤去：高圧負荷開閉器7.2KV 200A 12.5KA 5台
      - 新設：高圧負荷開閉器7.2KV 200A 12.5KA (相間・側面バリヤ含む) 5台
      - 高圧限流ヒューズ7.2KV G30 12個 高圧限流ヒューズ7.2KV G40 12個
      - 高圧限流ヒューズ7.2KV G50 4個 (予備品含む)
- ハンドホール(既設) φ600

